新型インフルエンザ等対策業務計画

平 成 26 年 8 月

株式会社アスティス

新型インフルエンザ等対策業務計画

1. 総則

（1）新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

株式会社アスティス（以下「我社」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定により、指定地方公共機関に指定された。指定地方公共機関は、業務計画を作成することとされている。

この業務計画は、医薬品卸売業の社会的責任を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策の実施に必要不可欠な医療用医薬品を安定的かつ継続的に供給し、感染拡大を可能な限り抑制することにより、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（2）業務計画の運用

この業務計画が前提とする被害想定等は、政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）のⅡ－4 の被害想定等（別紙1）と同一とする。

発病率　　：全人口
死亡者数　：17～64 万人（致命率　0.53%～2%）
欠勤率　　：従業員の欠勤最大 40%程度（ピーク時の約 2 週間）

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）新型インフルエンザ等対策の実施体制

①平時の体制

・地方公共団体、各県営業部、各支店等と連絡協議に努める。
・各県営業部が作成した事業継続計画を集約し、新型インフルエンザ等が発生した場合における事業継続体制を常に点検・確認するものとする。

②発生時の体制

ア　新型インフルエンザ等が発生した場合は、社長は、速やかに本社に対策本部を設置する。
イ　対策本部の本部長は社長とし、本部長代行に営業本部長を充てる。
ウ　対策本部の構成員は、松山事業所勤務の全取締役・執行役員とする。

〈対策本部の構成〉

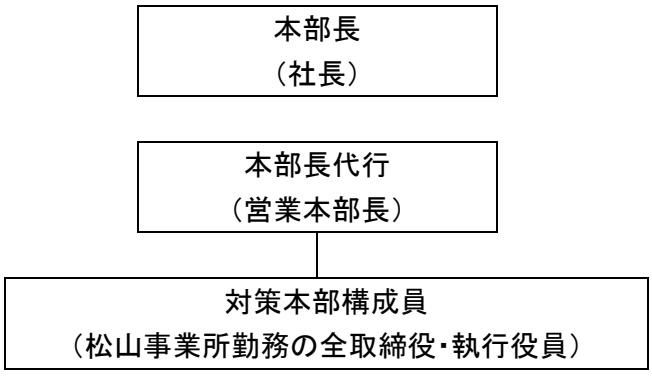

（2）情報収集・共有体制

対策本部、各県営業部及び各支店の連絡責任者は、別紙 2 のとおりとし、変更がある場合は、速やかにCSR推進室に連絡するものとする。

①平時の体制

・国、都道府県等の情報を常時把握するほか、各県営業部、各支店等を通じて新型インフルエンザ等に係る情報の収集に努める。併せて、関係団体等と情報交換に努め、情報の共有を図る。

②発生時の体制

・対策本部は、国、都道府県、各県営業部、各支店、関係団体等からの情報を的確に把握し、随時又は定期的に内容の更新を行う。

・対策本部は、各県営業部及び各支店の従業員の勤務状況等を常に把握し、情報提供・連絡体制の維持・確保を図る。

（3）関係機関との連携

・新型インフルエンザ等対策の円滑な実施のため、次の機関と適切な連携を図るよう努めるものとする。

国　:厚生労働省、指定地方行政機関等
地方公共団体　:都道府県、市町村等
関係団体　:日本製薬団体連合会、日本製薬工業協会、日本医師会、日本歯科医師会、日本病院会、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本看護協会、愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会等

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（1）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

・我社が行う新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容は、各県営業部が、関係各県の要請・指示に応じ、医薬品等を安定的に供給できるよう医薬品卸、関係機関等と円滑な連絡調整を図ることである。

・対策本部は、新型インフルエンザ等の流行の度合いに応じ、各県営業部の業務体制の変更等を把握し、医薬品等の流通の水準等を的確に関係機関等に連絡するものとする。

・対策本部は、関係都道府県の要請・指示に応じ、医薬品の供給について、各県営業部に対し、当該要請・指示を実行するよう適切な措置を講じるものとする。

・新型インフルエンザ等の発生時の人員計画は、連絡調整事務を重要事務とし、出席率の低下等により人員が不足となった場合は、その他の業務を縮小又は休止するものとする。

〈新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、新たに発生する業務、継続する業務等の基本的な考え方〉

業務区分		基本的な考え方	主な業務（例）
新たに発生する業務		①感染拡大防止対策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報発信 ②各県営業部における医薬品の在庫状況の収集及び国への報告等
通常	継続業務	①休止すると法令違反等となる業務 ②機能維持の為の基盤業務	①各県営業部と各支店との連携 ②本社職員の人事管理

業務	縮小業務	①緊急性を要しないが、継続が望ましい業務 ②継続・休止以外の業務	各種会議、研修会など
	休止業務	①緊急性を要しない業務 ②多数の人が集まる業務	①各種会議、研修会など ②機関誌の発行

（2）感染対策の検討

・我社の感染対策は、我社が策定した「インフルエンザ対策マニュアル（平成 21 年 11 月 1 日）」の1．感染予防・拡大防止対策に定めるところ（別紙3）によるものとする。

4．その他

（1）教育・訓練

・新型インフルエンザ等が発生した場合の対応について、各県営業部及び各支店の従業員に対する教育・訓練が定期的に行われているよう指導する。

・新型インフルエンザ等の発生に備えた人員計画を円滑に実行できるように本社職員間でクロストレーニングを行い、代替要員の確保を図る。

・新型インフルエンザ等の発生を想定し、各県営業部又は各支店と適切な連絡調整が図られるよう定期的に又は随時に模擬訓練を行うものとする。

（2）計画の見直し

・国、関係都道府県等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて業務計画の見直しを行うものとする。